

(証券コード8423)
2019年1月16日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目28番44号
ア ク リ ー テ ィ ブ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 菅 原 猛

当社株式のお取扱い及び端数株式処分代金のお支払いについて

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

当社は、本日開催の当社の臨時株主総会において、2019年2月6日（水）を効力発生日とする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）及び定款の一部変更に係る議案を付議し、原案どおり承認可決されました。この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から2019年1月31日（木）まで整理銘柄に指定された後、2019年2月1日（金）をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

当社株式の取扱い及び端数株式処分代金に関する今後の予定と諸手続等につきまして、下記のとおりご案内いたします。

敬具

記

1. 株式併合

当社は、当社株式について、2019年2月6日（水）をもって、2019年2月5日（火）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式2,241,480株につき1株の割合で併合いたします。

2. 1株に満たない端数が生じる場合の処理の方法

- ① 本株式併合により、芙蓉総合リース株式会社（以下「芙蓉総合リース」といいます。）及び株式会社ドンキホーテホールディングス以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。
- ② 本株式併合の結果生じる1株に満たない端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様に交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て芙蓉総合リースに売却することを予定しております。
- ③ この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、2019年2月5日（火）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に芙蓉総合リースが2018年9月25日（火）から2018年11月6日（火）までを公開買付期間として行った当社株式に対する公開買付における当社株式1株当たりの買付価格と同額である415円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に交付することができるような価格に設定する予定です。
端数株式処分代金につきましては、後記「5. 端数株式処分代金のお受取方法」に記載の方法により、上記①の株主様にお支払いする予定です。

3. 当社株式の流通と今後の手続きの流れ

当社株式の流通と今後の手続きの流れにつきましては、下記のとおりとなりますので、当社株式の売買等にあたってはご留意ください。

日程	内容	備考
2019年1月30日(水)	単元未満株式の買取請求取次依頼書の受付最終日(※)	2019年1月31日(木)以降、受付できません。
2019年1月31日(木)	当社株式の売買最終日	2019年2月1日(金)以降、東京証券取引所において、当社株式を売買することはできません。
2019年2月1日(金)	当社株式の上場廃止日	
2019年2月6日(水)	本株式併合の効力発生日	
2019年5月(予定)	端数株式処分代金の支払開始日(予定)	裁判所の許可日その他手続上の理由等により、支払開始日が左記の予定日から変更する可能性があります。

(※) 上記の単元未満株式の買取請求の受付日程は、株式会社証券保管振替機構が定める基準日を記載しております。

実際の受付日程は、証券会社等により異なる可能性がございますので、詳細は、お取引されている証券会社等にご確認ください。

4. 単元未満株式の買取請求

単元未満株式の買取請求取次依頼書の受付につきましては、2019年1月30日(水)までの間は、従来どおりお取扱いいたします。

ただし、当該日程及びお手続きの方法は、お取引されている証券会社等により異なる場合がございますので、詳細につきましては、お取引されている証券会社等にご確認ください。

5. 端数株式処分代金のお受取方法

当該1株に満たない端数の処分代金の株主の皆様へのお支払いに関しては、諸手続きの完了及びお支払いの準備が整い次第、「端数株式処分代金領収証」等を発送させていただきますので、同領収証裏面に記載の取扱金融機関へご持参いただく等の方法により、お受け取りくださいますようお願い申し上げます。

なお、1株に満たない端数の処分代金に係る税務上の取扱いにつきましては、誠に恐れ入りますが、最寄の税務署等にご相談くださいますようお願い申し上げます。

6. お問い合わせ先

端数株式処分代金のお受取方法等につきましては、以下の照会先までお問い合わせください。

株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
(郵便物送付先)	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-288-324 (フリーダイヤル) 利用時間 土・日・祝祭日を除く9:00~17:00

(注) 取次事務は、みずほ信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。
(当社では、直接お取扱いいたしませんので、ご了承ください。)

以上